

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、同社の工場においてパプリカ生産の業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日、会社同僚が操作するパプリカ収穫用のボガード（台車状の機械）が斜め後ろ方向から請求人の右足に追突し、請求人は右足を負傷した。

翌〇日、前日と同じ同僚のボガードが後方から請求人に追突し、請求人は右足を同僚のボガードと自分のボガードとの間に挟まれた状態で倒れた（以下、前日の負傷を含めて「本件事故」という。）。

請求人は、平成〇年〇月〇日にDクリニックに受診し「右足挫傷、右膝挫傷」（以下「本件受傷」という。）と診断され、通院による療養を開始した。

請求人はDクリニックでの加療に加え、本件事故以前の平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日にも受診歴のあるEクリニックにおいて、傷病名「頭痛、頭部外傷、頭部外傷による頭痛症」（以下「本件疾病」という。）に係る治療を受け、Dクリニックでの治療を含め、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人のEクリニックでの本件疾病に係る治療は、本件事故に起因するものではないとして、これを支給しない旨の処分をし、その他は支給する旨の処分をした。

請求人は、本件疾病に係る療養補償給付の不支給処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人は聴取書において平成〇年〇月〇日の災害については、「自分の操作していた作業用のボガードに捕まっていたので、身体が倒れたりしていません。」と述べている。同月〇日の災害については「倒れた時の姿勢は変だったような気がします。もしかしたら右肩を地面にぶつけているかも知れません。首も痛いのでもしかしたら取ってのところに首を打ったかも知れないと思います。」と述べている。

しかし、平成〇年〇月〇日監督署受付の療養補償給付請求書及び平成〇年〇月〇日付けで請求人が提出した休業補償給付請求書（裏面）に記載された「災害の原因及び発生状況」には右足の負傷に関する記載は認められるが、頭部外傷に関する記載は一切認められない。

(2) F医師は、請求人の傷病名を頭部外傷による頭痛としているが、意見書においては「頭部外傷に関しては不明、本人も自己申請していない。」と述べている。

請求人は、本件疾病について、本件事故後から生じており、本件事故が原因であると主張している。

しかし、平成〇年〇月〇日及び同月〇日のいずれの災害においても右足に係る負傷と療養が確認されるのみで、頭部・頸部に係る受傷は認められない。

(3) F医師の意見書において、請求人が同クリニックに平成〇年〇月に再受診した際に訴えた頭痛の症状について、傷病名を通常ストレス・不安等を原因とする「筋収縮性頭痛」と診断し「H〇. 〇/〇に頭部外傷があったとしても本年〇月の頭痛との因果関係はないと考えます。」と述べ、平成〇年〇月〇日の外傷との因果関係を否定している。

(4) 以上から、請求人の本件疾病については、本件事故に起因して発症したものと認めることはできない。

なお、請求人は会社の安全管理の不備を負傷の一因と主張していると推定されるが、公開審理において本件事故当日については安全靴を着用していたことを認めており負傷当日の安全管理に問題があったとは認められない。また、東日本大震災の際の会社の対応の不備についても述べているが、そのことと今回の負傷には直接関連があるとは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。